

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
宍粟市	下神戸東地区(伊和集落、須行名集落)	令和2年9月28日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	18.71ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	15.99ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	6.48ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.58ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.82ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.70ha
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・兼業農家が大半で、農機具がある間は農業をするが、将来的には農地・農業に展望が持てない状況となっている。
- ・アンケート回答者の74%強が後継者がいない、または不明であり、将来、耕作放棄地となる恐れがあり、担い手の確保が必要。
- ・自己管理希望者の農地と預託希望農地が混在しており、効率的な経営を求める担い手の阻害要因となっている。
- ・獣害が多く、営農意欲が減退している。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・認定農業者2名が中心となる経営体に位置づける。
- ・中心となる経営体については、土地利用型農業で水稻・黒大豆を中心とした作付を行う。
また、今後、離農や規模縮小する農家の農地を借受ける場合は、担い手間で協議し、効率的な経営が図れるように集約化にも努める。
- ・中心となる経営体以外の農業者は、農地集積について協力するとともに、水路等の土地改良施設の維持管理作業について、中心となる経営体と共同で行う。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

●農地の貸付け等の意向 等

貸付け等の意向が確認された農地は、72筆、107,110㎡となっている。
中心となる経営体の借受意向面積は約83,000㎡であり、貸付意向が上回るため、農地の集約を図り作業効率の向上を図るため集落内及び経営体間で定期的な話し合いを行っていく。

●農地中間管理機構の活用方針

中心経営体への将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。
中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

●鳥獣被害防止対策の取組方針

山際には集落囲みの防護柵はあるものの公道・河川を経由しての侵入が見受けられ、新たに団地囲いの防護柵を検討・設置するとともに、地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。